

特 別 割 引

2020年 4 月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

(1) この個別要綱は、次のいずれにも該当するお客さまにガスを供給するときのガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）に適用される契約条件を規定したものであり、お客さまがこの個別要綱の割引プラン（以下「特別割引」といいます。）の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ お客さまが、当社が別途定める「ガス基本契約要綱」（（以下「基本要綱」といいます。））ならびにカテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、ビジエネガスプラン1、ビジエネガスプラン2、ビジエネガスプラン3もしくはビジエネガスプラン4の各個別要綱が適用されるガス需給契約の契約者（電気・ガスセット割引が適用されている場合を除きます。）であること。

ロ お客さまが、当社が別途定める条件を満たしていること。

(2) この個別要綱は、お客さまが適用を受ける基本要綱およびその個別要綱と合わせて適用いたします。

2 特別割引の変更または廃止

(1) 当社は、当社の都合により、この個別要綱を変更し、この個別要綱による割引を廃止または変更することがあります。

(2) (1) の場合、変更後の個別要綱の適用および変更の手続き等は、基本要綱2（要綱の変更）および同50（供給条件の説明等）に準ずるものいたします。

3 定 義

基本要綱で定義する言葉は、この個別要綱で別途定義するものを除き、この個別要綱においても同じ意味で使用いたします。

4 特別割引の申込み

お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめこの個別要綱を承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

5 特別割引の適用期間

(1) この個別要綱は、基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める対象ガス需給契約の料金適用開始の日から適用いたします。ただし、対象ガス需給契約の料金適用開始の日より後に、お客さまが特別割引の申込みをされた場合には、お客さまの特別割引の申込みに対して、当社が承諾したのち、はじめに到来する対象ガス需給契約の検針日の翌日から、この個別要綱を適用いたします。

(2) お客さまが、1（適用）(1)に該当しないことが判明した場合には、当社は、その判明したのち、はじめに到来する対象ガス需給契約の検針日に、この個別要綱の適用を終了いたします。

6 ガス料金の割引

対象ガス需給契約の各月のガス料金は、対象ガス需給契約に適用される個別要綱によりガス料金として算定される金額から、その金額の2％に相当する額（1円未満の端数は切り上げいたします。）を割引として差し引いた金額といたします。

7 ガス料金の延滞利息

当社が基本要綱23（延滞利息）によって申し受ける対象ガス需給契約のガス料金の延滞利息は、6（ガス料金の割引）によって割引額を差し引く前の金額を基準に算定いたします。

8 その他

対象ガス需給契約にかかわるその他の事項については、基本要綱およびその個別要綱の規定によります。

附 則

実 施 期 日

この個別要綱は、2020年4月1日から実施いたします。